

医療機関の登録に関する要件（宮崎県肺がん検診精度管理要領より抜粋）

1 肺がん検診実施機関の登録

- (1) 肺がん検診に従事する医師は、肺部エックス線写真の読影に習熟しており、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
- (2) 撮影状態の良好な胸部エックス線写真等の管理保管体制が整備され、かつ、十分な経験を有する医師 2 名以上による二重読影及び比較読影が可能であること。
- (3) 医師、細胞診専門医、細胞検査士又は細胞診の専門的検査機関等による検査体制を整えていること。
- (4) 市町村及び肺がん検診精密検査機関と密接な連携がとれること。

2 肺がん検診精密検査機関の登録

- (1) 精密検査に従事する医師は、肺がん診断について十分な経歴を有するとともに、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
- (2) 肺がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること。
 - ア CT検査ができること。
 - イ 肺がんの手術が可能であるか、または、手術可能な医療機関との連携がとれる体制にあること。
- (3) 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び肺がん検診実施機関と密接な連携がとれること。